

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を設置している者から変更事項の届出があった。

平成22年4月2日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社ジョイス
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパーセンターみずさわ 奥州市水沢区佐倉河字東柳ノ町10番地1
- (3) 変更しようとする事項 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- (4) 変更する年月日 平成22年3月16日

2 届出年月日 平成22年3月15日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び奥州市役所